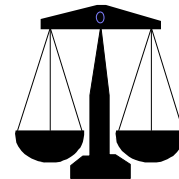




山田義仁税理士事務所通信 2006 年 4 月号



事務所通信の目的
経営者にプラス思考を！
経営者に得意先分析力を！
経営者に正しい納税を！

コンビニでも納税できる都税の種類が増えました

1. コンビニエンスストアで納付できる都税の種類が増えました

18 年 4 月より

これまで

自動車税



1 件の納付額が 30 万円以下の
固定資産税・都市計画税・償却資産税
個人事業税・不動産取得税

2. ATM(ペイジーマークのついたもの)や、インターネットを利用したパソコン・携帯電話からの納付もできるようになりました。

納付できる税金は

固定資産税・都市計画税・償却資産税・自動車税・個人事業税・不動産取得税

詳しくは、東京都主税局の HP まで

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/oshirase/2005/20060331.pdf>



インターネットで年金加入記録が分かるようになります

社会保険庁に申し込みをすると、ID とパスワードが郵送されて、次の年金加入記録を確認することができます。

これまでの公的年金制度の加入履歴

国民年金保険料の納付状況

厚生年金の標準報酬月額 など

便利になったのはよいのですが、年金記録に限らず電子申告やネットバンクでも ID とパスワードを利用しますが、管理については、十分に注意して下さい。

詳しくは、社会保険庁 HP まで

<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n0324.html>

信用保証協会が4月から大きく変わります

信用保証協会では、4月1日より保証料と連帯保証人についての取り扱いが変わります。

1. 信用保証料率体系の改正について

- (ア) 今までの保証料率は、基本的に年1.35%(無担保の場合)と一律でした。
- (イ) これからは、財務内容に応じて、0.5%から2.2%までの9段階の基準料率に、財務内容以外の要因を加味して、適用料率が決まることになりました。
- (ウ) 2種類の保証料率の割引があります。

有担保保証割引

「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を税理士に確認できる中小企業に対する割引

- (エ) これにより、経営状態がよい中小企業は、割安な保証料になる可能性があります。

2. 連帯保証人の取り扱いの見直しについて

- (ア) 今までは、不動産担保や第三者保証人を必要とするケースがありました。
- (イ) これからは、原則として経営者本人以外の連帯保証人は不要になりました。
- (ウ) 例外として第三者保証人が必要であるケース
 - 経営者の配偶者が、会社の事業に従事している場合には、その配偶者に連帯保証人になってもらうケースがあります。
 - 経営者本人の健康上の問題がある場合は、事業承継予定者に連帯保証人になってもらうケースがあります。
 - 財務内容その他が悪く、リスクが高い場合には、第三者保証人になってもらうケースがあります。

詳しくは、お付き合いのある金融機関、又は、山田事務所にご確認ください。

全国信用保証協会 HP <http://www.zensinhoren.or.jp/image/kaizen%20180401.pdf>



今月のポイント

4月の税務

- ・ 固定資産税第1期分の納付
- ・ 2月決算法人の確定申告
- ・ 8月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・ 5月11月決算法人の消費税中間申告
- ・ 軽自動車税の納付
- ・ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

5月の税務

- ・ 3月決算法人の確定申告
- ・ 9月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・ 6月12月決算法人個人事業者の消費税中間申告
- ・ 個人の地方税の特別徴収額の通知
- ・ 自動車税の納付
- ・ 労働保険概算・確定保険料の申告納付5/20まで

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください(03-3823-5539 又は 070-5597-9342)